

|      |  |       |  |
|------|--|-------|--|
| 項目名  | 住宅関連事務の一元化   |       |  |
| 大綱要旨 | 住宅関連事務について、市営住宅部門(建設部市営住宅課)と民間も含めた全般的な住宅政策に係る部門(都市開発部建築指導課企画担当)を一元化することで、市民に分かりやすくより計画的で充実した住宅関連の行政サービスを実施できる体制を整える。   |       |  |
| 改革内容 | 市営住宅課と建築指導課の企画担当部門を合わせて、住宅関連行政を総合的に所掌する住宅整備課を新設し、住宅関連事務を総合的に推進する。  |       |  |
| 改革効果 | <p>住宅関連事務が一つの課で所掌されることにより、より効率的かつ総合的に行政を推進することができる。市民に対する各種住宅情報の提供も、総合的なホームページを作成するなど一括した形で行うことが可能となり、より分かりやすく市民本位の形で行うことができる。</p> <p>なお、副次的な効果として、確認事務も含めて一つの部内に関連課所がまとめられることでも、市民にとっても分かりやすく、また行政としても連携のとりやすい形となる。</p> |       |  |
| 実施計画 | 年度   | 着手・実施 | 詳細内容   |
|      | 14年度   |       |  |
|      | 15年度   | 実施    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構改正の実施</li> <li>・住宅情報の総合的に提供するホームページの立ち上げなど、機構改正を活かした新規サービスの実施</li> </ul> |
|      | 16年度   |       |  |
|      | 17年度   |       |  |